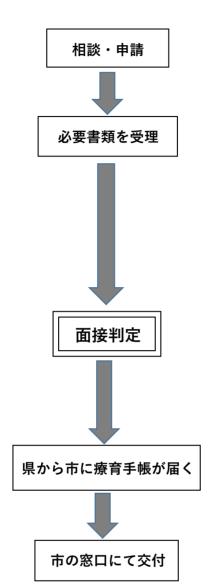
## < 療育手帳が交付されるまでの流れ > (18歳未満のお子さん向け)



(新規申請の場合)

対象児童の生育歴、申請に至るまでの経過等の聞き取りを行ないます

必要書類がすべて揃った段階で障害者支援課にて受理

- ・申請書 1通
- ・顔写真(4cm×3cm) 1枚 (再判定の場合)
- ・現在所持している療育手帳

提出後、1~2ヶ月以内に 中央児童相談所から日時の 通知が自宅に届きます

## 中央児童相談所にて判定(対象児童・保護者)

都合がつかない場合は 中央児童相談所と日程調整してください

判定から市に手帳が届くまで**1ヶ月程度**かかります 交付された療育手帳の障害程度に応じてサービス案内を行ないます

## ◆ 注意点 ◆

療育手帳は数年ごとに再判定が必要となります。その際、**中央児童相談所及び八千代市役所から連絡は行い ません**ので、手帳に記載されている次の判定年月を確認のうえ、3ヶ月程前までに申請をしてください。 <u>(申請先は八千代市障害者支援課になります)</u>